

## 排他的経済水域（EEZ）における洋上風力発電の実施に係る 国際法上の諸課題に関する検討会の開催について

### 1. 趣旨

- 再生可能エネルギーの主力電源化に向けた切り札である洋上風力発電は、我が国の 2050 年カーボンニュートラル実現にとって重要である。これまで再エネ海域利用法に基づき、我が国領海内での導入拡大の取組を行ってきたが、近年、洋上風力の排他的経済水域（EEZ）への展開を可能とする法整備を含めた環境整備に対するニーズが高まってきている。
- このため、EEZ における洋上風力発電の実施に関して、国連海洋法条約との整合性を中心に、国際法上の諸課題に関し検討するための会議（以下、検討会）を開催する。

### 2. 構成

- 検討会は、「委員等名簿」に掲げる者で構成する。
- 検討会は、必要に応じて、関係省庁その他関係者に出席を求めることができる。
- 検討会の庶務は、内閣府総合海洋政策推進事務局において処理する。

### 3. スケジュール

- 検討会のスケジュールは別紙のとおりとし、必要があれば、座長指示により、変更できる。

### 4. その他

- 検討会は原則として非公開とし、議事要旨を検討会終了後公表とする。このほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(別紙)

排他的経済水域（EEZ）における洋上風力発電の実施に係る  
国際法上の諸課題に関する検討会スケジュール

第1回検討会（令和4年10月6日）

- ・検討会の開催趣旨
- ・再エネ海域利用法の運用状況等について
- ・EEZへの展開時の国際法上の諸課題への対応①  
(論点①及び②)

第2回検討会（同年11月8日）

- ・EEZへの展開時の国際法上の諸課題への対応②  
(論点③及び④)

第3回検討会（同年12月13日）

- ・EEZへの展開時の国際法上の諸課題への対応③  
(論点⑤及び⑥)

第4回検討会（同年12月26日）

- ・とりまとめ

予備日（令和5年1月17日）

主な論点

- ① 洋上風車の位置づけ
- ② 主権的権利の範囲
- ③ 安全水域の設定
- ④ 他国の権利への妥当な考慮
- ⑤ 環境影響評価
- ⑥ 隣国への事前通報・公表の要否